

《令和元年10月から施設等使用料が変わります。》

～ 消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料が変更となります。(一部を除く) ～

【施設使用料】

単位:円

施設名	使用料			新料金
	区分	単位	現行料金	
きらめき広場	全面	1時間につき	6,120	6,240
	1区画		510	520
音楽交流室	A		720	730
	B		510	520
	C		510	520
	D		1,080	1,100
多目的ホール	全面		4,210	4,290
	A 区分		2,360	2,410
	B 区分		1,850	1,880
市民活動センター	洋室 A		360	360
	洋室 B		560	570
	洋室 C	全面	1,220	1,240
		半面	610	620
	和室		660	670
	和室-1		300	310
	和室-2		360	360
調理室		510	520	

※赤字部分が変更される料金です。

使用料の基本的な取り扱いについて

施設等の使用日が10月1日以後でも、9月30日まで使用料を現金で納められる場合は、現行料金が適用されます。

使用日	支払日	料金
10月1日以後	9月30日まで	現行料金
10月1日以後	10月1日以後 ※	新料金

※ただし、納付書の発行日が9月30日以前であれば、支払日が10月1日以後でも現行料金が適用されます。

【附属設備使用料】

単位:円

品名	摘要	使用料(1日につき)		新料金				
		単位	現行料金					
音響映像設備	共通	スピーカー A	全音域用・スタンド付	1台	100	100		
		スピーカー B	低音域用・スタンド付	1台	100	100		
		移動式音響設備 A	音響ワゴン一式、コンソールタイプミキサー1台	一式	3,080	3,140		
		移動式音響設備 B	音響ワゴン一式、コンパクトタイプミキサー1台	一式	2,050	2,090		
	移動式プロジェクター		一式	1,020	1,040			
	移動式スクリーン	自立型100インチ	1枚	510	520			
	ディスプレイ	55インチ	1台	510	520			
	テレビモニター		1台	100	100			
	映像再生機器		1台	100	100			
	多目的ホール	固定式プロジェクター	調整室据置	一式	2,050	2,090		
		固定式スクリーン	200インチ	1枚	510	520		
		音響調整設備	調整室据置	一式	2,050	2,090		
照明設備	共通	照明バトン		1本	2,050	2,090		
		平凸レンズスポットライト		一式	1,020	1,040		
		シーリングスポットライト		一式	1,020	1,040		
		共通	ホリゾンライト		一式	1,020	1,040	
舞台設備	共通	ピンスポットライト	スタンド付	一式	510	520		
		調光操作卓	調整室据置	一式	4,110	4,190		
		仮設ステージ		1台	200	210		
		金びょうぶ		1双	1,020	1,040		
		演台		1台	510	520		
		司会台		1台	200	210		
		花台		1台	200	210		
		長テーブル		1台	50	50		
		いす		1脚	20	20		
		展示パネル		1枚	50	50		
		きらめき広場	共通	美術バトン		1本	2,050	2,090
				多目的ホール	美術バトン	1本	2,050	2,090
附属設備	その他	グランドピアノ		1台	4,110	4,190		
		アップライトピアノ		1台	2,050	2,090		
		白布		1枚	300	310		
		持込器具電力		1Kw	200	210		

※赤字部分が変更される料金です。